



久手支店

新築移転記念キャンペーン

取扱期間 2026年10月1日(木)～11月20日(金)

どこの支店でもご契約可能です!!

定期預金

個人向け

新規預入 1回 50万円以上

当金庫とのお取引が
初めての お客さま

ステップアップ金利

年1.35%

(税引後 年1.0757%)

1年目

年1.45%

(税引後 年1.1554%)

2年目

年1.55%

(税引後 年1.2351%)

3年目

年1.85%

(税引後 年1.4741%)

4年目

年2.35%

(税引後 年1.8725%)

5年目



上記以外のお客さま

ステップアップ金利

年1.20%

(税引後 年0.9562%)

1年目

年1.30%

(税引後 年1.0359%)

2年目

年1.40%

(税引後 年1.1155%)

3年目

年1.70%

(税引後 年1.3546%)

4年目

年2.20%

(税引後 年1.7530%)

5年目

法人向け

新規預入 1回 100万円以上

当金庫とのお取引が 初めての お客さま

1年

年1.15%

(税引後 年0.9163%)

2年

年1.25%

(税引後 年0.9960%)

3年

年1.45%

(税引後 年1.1554%)

左記以外のお客さま

1年

年1.00%

(税引後 年0.7968%)

2年

年1.10%

(税引後 年0.8765%)

3年

年1.30%

(税引後 年1.0359%)

定期積金

個人向け

掛込金額
5千円以上

2年・3年・5年

年2.20%

(税引後 年1.7530%)

法人向け

掛込金額
1万円以上

2年・3年・5年

年1.80%

(税引後 年1.4343%)

★詳しくはお近くの窓口・営業担当者または当金庫のホームページでご確認ください。



島根中央信用金庫

〒693-0001
島根県出雲市今市町 252-1
TEL (0853) 20-1000 (代)

2026年10月1日現在

久手支店新築移転記念定期預金（ステップアップ）商品概要

「久手支店新築移転記念定期預金（ステップアップ）」は、下記概要によりお取扱いさせていただきます。下記の記載事項以外は、一般定期預金と同様のお取扱いとなりますので、「預金規定集」にてご確認ください。

各種規定は <https://www.shimanechuou.co.jp/association/regulation.html> にてご覧いただけます。

2026 年 10 月 1 日現在

2026年10月1日開始

商品名	久手支店新築移転記念定期預金（ステップアップ）						
取扱期間	2026 年 10 月 1 日（木）～2026 年 11 月 20 日（金） ただし、市場環境等の変化によっては取扱いを中止することがあります。						
ご利用いただける方	個人（個人事業主を含む）						
基本商品	スーパー定期・スーパー定期 300・大口定期						
預入期間	1 年 自動継続（元利金継続）						
預入方法	預入方法	一括してお預け入れいただきます。					
	預入金額	1 口 50 万円以上（預入限度額に上限はございません） ※自動継続時に継続金額が 1,000 万円を超える場合は書替手続きが必要となります。					
	預入単位	1円単位					
払戻方法	満期日以後に一括して払戻いたします。						
利息	適用金利	●当金庫とのお取引が初めてのお客さま					
		預入期間	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
		金 利 （税引後金利）	年 1.35% （年 1.075%）	年 1.45% （年 1.155%）	年 1.55% （年 1.235%）	年 1.85% （年 1.474%）	年 2.35% （年 1.872%）
		●上記以外のお客さま					
		預入期間	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
		金 利 （税引後金利）	年 1.20% （年 0.956%）	年 1.30% （年 1.035%）	年 1.40% （年 1.115%）	年 1.70% （年 1.354%）	年 2.20% （年 1.753%）
		利払方法	1 年ごとの満期時に付利し、最終満期日以後に一括して支払います。				
		計算方法	付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算				
		税金	20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の源泉分離課税となります。国税には、復興所得税が含まれます。 マル優をご利用いただけます。				
		満期後の商品	最終満期日以降は、期間 1 年の店頭表示金利のスーパー定期、スーパー定期 300、大口定期に自動継続されます。 ※当初預入金額が 1,000 万円未満で自動継続時に継続金額が 1,000 万円を超える場合は書替手続きが必要となります。				
中途解約時のお取扱い	この預金は原則として満期日前の中途解約ができません。 お客様から中途解約の申し出があり、当金庫がやむを得ない事由と認めた場合は原則窓口にて受付します。満期日前の中途解約時には当金庫所定の中途解約利率（約定利率×10%）を適用いたします。						
預金保険制度	預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫における、決済用預金以外の保護対象預金等を合算して、元本 1,000 万円までとその利息が保護されます。）						
手数料	不要						
付加できる特約事項	「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定年利回りに 0.5% 上乗せした利率）						
苦情処理措置 紛争解決措置	●苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に営業店または本部コンプライアンス室（9 時～17 時、☎0853-20-1000）までお申し出ください。 ●紛争解決措置 東京弁護士会（☎03-3581-0031）、第一東京弁護士会（☎03-3595-8588）、第二東京弁護士会（☎03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望される場合、お客さまは当金庫営業日に上記コンプライアンス室もしくは全国しんきん相談所（9 時～17 時、☎03-3517-5825）までお申し出ください。						

詳しくはお近くの窓口または営業担当者までお気軽におたずねください。



久手支店新築移転記念定期預金(法人) 商品概要

久手支店新築移転記念定期預金は、下記概要によりお取扱いさせていただきます。下記の記載事項以外は、一般定期預金と同様のお取扱いとなります。なお、当金庫では各種規定を電子化し窓口での配布を終了しております。各種規定については <https://www.shimanechuuou.co.jp/association/regulation.html> にてご確認ください。

2026 年 10 月 1 日現在

商品名		久手支店新築移転記念定期預金(法人)
ご利用いただける方		法人
取扱期間		2026 年 10 月 1 日(木) ~ 2026 年 11 月 20 日(金) ただし、市場環境等の変化により取扱期間内であっても取扱いを中止する場合があります。
基本商品		スーパー定期・スーパー定期 300・大口定期
預入期間		(単利型) 1 年・2 年・3 年 定型方式の自動継続(元金継続または元利金継続)に限ります。
預入方法	預入方法	一括してお預け入れいただきます。 ※新たな資金でのお預け入れが条件になります。
	預入金額及び 預入限度額	1 □ 100 万円以上(預入限度額はございません) ※自動継続時に継続金額が1,000万円を超える場合は書替手続きが必要となります。
	預入単位	1 円単位
払戻方法		満期日以後に一括して払戻いたします。
利息	適用金利	●新規預入れ初回特別金利(初回預入れ期間のみ対象となります) ●当金庫とのお取引が初めての場合 ●1 年 年 1.15% (税引後 0.9163%) ●2 年 年 1.25% (税引後 0.9960%) ●3 年 年 1.45% (税引後 1.1554%)
		●上記以外のお客さま ●1 年 年 1.00% (税引後 0.7968%) ●2 年 年 1.10% (税引後 0.8765%) ●3 年 年 1.30% (税引後 1.0359%)
	利払方法	中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×10%)により計算し、普通預金に振替いたします。
	計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金		15.315%(所得税15.0%、復興所得税0.315%)が源泉徴収され、総合課税の対象となります。
満期後の商品		初回満期日以降は、同じ期間の店頭表示金利でのスーパー定期・スーパー定期300・大口定期に自動継続されます。
中途解約時のお取扱い		この預金は原則として満期日前の中途解約ができません。 お客様から中途解約の申し出があり、当金庫がやむを得ない事由と認めた場合は原則窓口にて受付します。 満期日前の中途解約時には当金庫所定の中途解約利率を適用します。
預金保険制度		預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫における、決済用預金以外の保護対象預金等を合算して、元本1,000万円までのその利息が保護されます。)
手数料		不要
苦情処理措置 紛争解決措置		●苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に営業店または本部コンプライアンス室(9時~17時、☎0853-20-1000)までお申し出ください。 ●紛争解決措置 東京弁護士会(☎03-3581-0031)、第一東京弁護士会(☎03-3595-8588)、第二東京弁護士会(☎03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望される場合、お客さまは当金庫営業日に上記コンプライアンス室もしくは全国しんきん相談所(9時~17時、☎03-3517-5825)までお申し出ください。

詳しくはお近くの窓口または営業担当者までお気軽におたずねください。



久手支店新築移転記念定期積金 商品概要

久手支店新築移転記念定期積金は、下記概要によりお取扱いさせていただきます。下記の記載事項以外は、一般定期積金と同様のお取扱いとなりますので、「預金規定集」をご一読ください。

なお、各種規定については <https://www.shimanechuuou.co.jp/association/regulation.html> にてご確認ください。

2026 年 10 月 1 日現在

商品名	久手支店新築移転記念定期積金		
ご利用いただける方	個人・法人		
取扱期間	2026 年 10 月 1 日(木)～11 月 20 日(金) ※ただし、市場環境等の変化により取扱期間内であっても取扱いを中止する場合があります。		
基本商品	スーパー積金		
掛込期間	2 年～5 年		
掛込方法	掛込方法	毎月定額掛込	
	掛込金額	●個人 5,000 円以上 ●法人 10,000 円以上	
	掛込単位	●個人 1,000 円単位 ●法人 1,000 円単位	
支払方法		満期日以後に一括して払戻いたします。	
利息	適用金利	●個人	
		2 年以上	3 年未満 年 2.20% (税引後 1.7530%)
		3 年以上	4 年未満 年 2.20% (税引後 1.7530%)
		4 年以上	5 年未満 年 2.20% (税引後 1.7530%)
		5 年以上	年 2.20% (税引後 1.7530%)
		●法人	
		2 年以上	3 年未満 年 1.80% (税引後 1.4343%)
		3 年以上	4 年未満 年 1.80% (税引後 1.4343%)
		4 年以上	5 年未満 年 1.80% (税引後 1.4343%)
		5 年以上	年 1.80% (税引後 1.4343%)
		※契約時の金利を満期日まで適用します。	
	利払方法	給付補てん金は満期日以後に一括してお支払いします。	
	計算方法	給付補てん金は付利単位を 100 円として契約期間における掛込残高積数に年利回りを乗じて計算します。	
税金		個人は 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の源泉分離課税となります。国税には、復興所得税が含まれます。マル優のご利用はいただけません。	
中途解約時のお取扱い		満期日前の中途解約時には当金庫所定の中途解約利率を適用いたします。	
預金保険制度		預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫における、決済用預金以外の保護対象預金等を合算して、元本 1,000 万円までのその利息が保護されます。)	
手数料		不要	
付加できる特約事項		●個人の場合は「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期積金の約定年利回りに 0.5% 上乗せした利率) ●普通預金等からの自動振替による受入れができます。	
苦情処理措置 紛争解決措置		●苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に営業店または本部コンプライアンス室(9 時～17 時、☎0853-20-1000)までお申し出ください。 ●紛争解決措置 東京弁護士会(☎03-3581-0031)、第一東京弁護士会(☎03-3595-8588)、第二東京弁護士会(☎03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望される場合、お客さまは当金庫営業日に上記コンプライアンス室もしくは全国しんきん相談所(9 時～17 時、☎03-3517-5825)までお申し出ください。	
その他参考となる事項		●掛込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。ただし、満期日を繰延べない場合には、契約時の店頭表示の年利回り(1 年を 365 日とする日割り計算)の割合による遅延損害金を徴求します。 ●満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ●定期積金は毎月掛け込む商品です。原則としてまとめ掛けはできません。	

詳しくはお近くの窓口または営業担当者までお気軽におたずねください。

